

橋本一径氏の博士論文「指紋論——痕跡と登録：1880年から現代」は、指紋を通じて、19世紀末から現代に至る「身元確認」（アイデンティフィケーション）の問題系を扱った論考である。

序においてこの研究の世界的な背景を確認し、IDカードやパスポートに代表される「身元確認」の問題系が、従来の「同一性」（アイデンティティ）を権力関係の中で捉え直す可能性があると指摘する一方、主観的な「同一化」すなわち主体が権力を介して「同一性」を欲望する機制にも注目することを述べる。

第一章「幽霊の身元確認」では、幽霊たちの身元確認を例に挙げて、心霊写真から指紋に取って代わられる歴史が辿られた。心霊写真には、証言によってその「身元確認」が補強されなければならないという原理的な不確かさがあったのに対し、幽霊指紋は証言を当てにせず「身元確認」を可能にすると期待されたのである。それは、指紋が切り開いた新たな「身元確認」の方法を利用したものであった。

第二章「死者の身元確認」では、指紋による「身元確認」が登場する以前の「身元確認」の歴史が詳述される。その中心はモルグ（死体公示所）で、身元不明の遺体を公開し、近親者や友人の証言を募っていた。しかしそこでも、1880年代になると、法医学者による骨や歯の身元鑑定に移行し、証言からの脱却が図られた。

そして、身元鑑定における証言からの脱却が一つの頂点を迎えたのが、司法的同一性の出現であり、それを支えた指紋法であった。第三章「累犯者の身元確認」では、フランスにおいて身元を偽る犯罪者の「身元確認」のために登場した司法記録すなわち司法的同一性が論じられる。この司法的同一性に大きく寄与したのが、1870年代末にパリ警視庁において、増え続ける犯罪者の身元写真の分類のために人体を測定した数値を導入したアルフォンス・ベルティヨンであった。それに対し、フランシス・ゴルトンは人体測定法だけでは不十分であり、指紋法を補助として用いるべきとの主張を1890年頃に行っていた。ところが、指紋法は人体測定法の補助にとどまらず、19世紀末から20世紀初頭にかけて、逆に人体測定法を無用のものとしてゆく。なぜなら、指紋法には司法記録への「登録」ととどまらない、犯罪現場に残された「痕跡」としての機能があったからである。

この「痕跡」としての指紋を論じたのが、第四章「痕跡の身元確認」である。司法的同一性の「登録」に有効な指紋法の陰に隠れていた、「痕跡」としての指紋の活用に新境地を開いたのは、法医学者のルネ・フォルジョである。彼は潜在指紋を薬剤で浮かび上がらせることに成功したが、その背景にはリヨン大学法医学研究所に代表されるフランス法医学の伝統があった。この指摘は本論考の中でも出色のものであり、学界への貢献が最も認められる。

第五章「市民の身元確認」においては、パスポートを例にとって、主観性と権力の問題が論じられる。すでに指紋法による、より厳密な「身元確認」があるにもかかわらず、なぜパスポートには写真が用いられるのか。それは、市民が指紋を採取されることを、抑圧的な権力に対する抵抗として忌避するからというわけではない。より重要なことは、自分

の同一性を自分で証明できないという根本的な不安を、近代の市民が有しており、それを取り除くために、国家と主体が共犯関係を取り結ぶからである。すなわち、主観性の側が「身元確認」のために国家を欲望している。これが本論考の理論的な到達点であり、最もプロブレマティックな箇所でもある。

そして、権力による管理よりも、主観性の側が権力を欲望することが、より恐るべきことであるとして、この論考は結ばれる。

審査委員からは、まず本論全体に対して、資料を渉猟した労作であり、読ませる文体であり、明晰で批判的な論述になっているとの評価がなされた。その一方で、メタ・レベルでの分析的叙述が最小限に抑えられているために、様々なアネクドットが記述されている印象を与えるとの指摘もなされたが、それもまた橋本氏が意識的に採用したパフォーマンス的な「方法」であり、資料をして語らしめる歴史叙述として成功していると思われる。

各論の重要な論点は、副題でもある「痕跡」と「登録」の関係と、本論文の柱でもある権力と主体（主観性）の関係、そして「身元確認」の思想史的意義であった。

まず、「痕跡」としての指紋について、指紋と足跡の差異は明瞭ではなく、指紋においても足跡と同様の推理が働いているのではないかと問われた。それに対しては、指紋においては職人的推理が不要になったとは言えるが、推理がなくなったわけではないと認めた上で、しかし、痕跡としての指紋は「似たもの」から「母型」を構成するのではなく、「同一のもの」を構成する点で、足跡とは区別されるとの説明があり了承された。

では、そうした「痕跡」としての指紋は「登録」とどのような関係にあるのか。審査委員からは、「登録」の背景にある論理と、「痕跡」の背景にある論理の構造の違いが問われた。それに対しては、「登録」によって成り立つ司法的同一性が、人を個体としての身体として捉えた上で、それを記録に結びつけて把握するという極めて独特の近代的な機制であるのに対し、「痕跡」の背景にある論理は、確率的に把握された同一性であるとの説明があり了承された。

次に、権力と主体（主観性）の関係については、なぜ国家が個体を識別し登録し管理したいのかを正面から論じるべきではなかったか、という指摘があった。それに対しては、主観性が欲望する権力の問題に接近するのが本論文の眼目であり、議論が管理社会論に陥ることを避ける必要があったことが強調された。

最後に、「身元確認」の思想史的意義について、審査委員から、近代国家においては、人が自分の「身元確認」の主体から下ろされ、国家という審級において「身元確認」されることでしか生きられなくなることから、自らのアイデンティティを国家を通じて欲望するようになる機制を論じるべきであるとの見解が出された。これは、本論考の目指したところからすると望蜀であるが、今後の研究課題とすべきテーマである。

とはいえ、こうした審査委員の指摘は、本論文が提示した「身元確認」をめぐる豊かな歴史像に刺激されてのものである。いくつかの課題を残したものの、本論文が「身元確認」の思想史のみならず、指紋をめぐるイメージ研究あるいは表象文化史に大きく寄与した優れた学術的業績である点については、審査委員全員の間で意見の一致を見た。

したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。